

令和6年度宮城県産食品マーケットイン型ハンズオン支援業務 仕様書

1 委託業務の実施

宮城県（以下「発注者」という。）が実施する令和6年度宮城県産食品マーケットイン型ハンズオン支援業務（以下「委託業務」という。）の実施について、受注者は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

※マーケットイン：商品の対象市場における適応化（現地環境や文化に合わせた商品デザインや機能の変化、日本と同様の商品であっても当該商品が価値を発揮できる場面やシーンの変化）と定義する。

※ハンズオン支援：販路開拓を行う際に発生する業務や諸課題に対する一貫的かつ総合的な支援と定義する。

2 業務の目的

本県では、「宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略」（以下「食品輸出戦略」という。）において、「水産物」「米」「牛肉」「いちご」「日本酒」の5品目を「輸出基幹品目」に位置付け、目標指標を定めて県産食品の輸出拡大に取り組んでいるところである。

近年、新型コロナウイルス感染症対策の世界的な緩和による外食産業の回復や、円安などの外部環境が、食品の輸出拡大にとって好機となっている。一方で、東日本大震災以降、中国や韓国で継続されている禁輸措置に加え、令和5年8月に開始した福島第一原子力発電所からのALPS処理水の海洋放出の影響により、最大の輸出先であった香港でも水産物の禁輸措置が講じられたことから、これらの国・地域以外での販路拡大が急務となっている。

本委託業務は、食品輸出戦略に掲げた目標指標の達成に向けて、県内事業者が海外ニーズを的確に捉え、ターゲット市場に対し、現地が求める商品を現地が求めるスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に輸出するための支援をハンズオンにより行うもの。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月17日（月）まで

4 成果指標

受注者は、下記の具体的な成果指標の達成に向けた事業展開を図ること。

【成果指標】

対象国・地域で輸出につながった県産食品の数	10品目以上
上記県産食品に係る輸出総額	計50,000千円以上

5 委託業務の内容

成果指標の達成に向け、以下に掲げる内容を含む業務の企画を提案し、実施すること。

(1) 対象国・地域の選定

日本産食品の需要が大きく、宮城県産食品の輸出量も多いアジア地域を中心に、5つ以上の国・地域を選定し、委託業務を展開すること。

(2) 県産食品の海外販路拡大に向けたニーズ調査と商流の選定

対象国・地域ごとに、最新の食品ニーズや、品目ごとの主要ターゲット層などについて調査・分析したうえで、海外ニーズの高い県産食品を輸出基幹品目を含め10品目以上選定し、それら品目の販路拡大に有効な商流（海外バイヤー、販売先等）を選定すること。

なお、これらはマーケティングプロセスに基づいて行い、選定した県産食品の強み・特長・アピールポイント等について把握したうえで、対象国・地域への確実な販路拡大及び継続的な輸出につながるようにすること。

イ 対象国・地域における最新の食品ニーズの調査・分析

ロ 品目ごとのターゲット層と、その嗜好性（用途・食べ方等）の調査・分析

ハ 海外ニーズの高い県産食品の選定（10品目以上）

ニ ハで選定した県産食品の販路拡大に有効な商流の選定

(3) マッチング商談及び県内事業者への輸出支援の実施

(2)の実施結果に基づき、輸出への取組意向のある県内事業者の商品を選定し、対象国・地域ごとに、事業者と海外バイヤー等との商談会を各1回以上実施し、確実な成約につなげること。

商談会はオンライン形式も可能とし、商談会の前に各商品サンプルを送付するなど、より訴求効果の高い形で実施すること。なお、通訳の手配や資料翻訳等の経費も本業務において対応すること。

あわせて、県内事業者が継続的に輸出に取り組めるよう、輸出関連の手続きや、海外ニーズに合わせた商品のブラッシュアップ等、事業者に対して必要な支援を行うこと。

(4) 海外小売店及び飲食店における宮城県産食品フェアの開催

2か国・地域以上の小売店及び飲食店各1店舗以上（計4店舗以上）において、(2)で選定した品目を中心に、県産食品のフェアをそれぞれ1週間以上開催すること。

ただし、宮城県が令和5年12月に「宮城県産品の海外への販路開拓等に関する包括連携協定」を締結した株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスが運営する海外小売店1店舗以上でのフェアの開催を必須とする。

あわせて、SNS等を活用したフェアの周知と、県産食品の魅力や美味しい食べ方等に関する情報発信を行い、効果的な集客と県産食品の認知度向上を図ること。

また、フェアの開催を契機に、対象店舗における県産食品の定番商品化や、取扱い品目の増加につなげること。

(5) 仙台港及び仙台空港を活用した持続性の高い食品輸出モデルの検討

県産食品は現状、主に京浜地域まで陸送され、東京港・横浜港や成田空港などから輸出されているケースが多いが、今後は「物流2024問題」や「カーボンニュートラル」への対応として、仙台港及び仙台空港からの輸出を促進していく必要がある。また、将来

的には、広域連携により東北地方の食品を集約して混載し、効率的に仙台港や仙台空港から輸出する物流体制の構築が望ましい。

そのため、令和5年度は、宮城県事業により、仙台港からシンガポール向けの宮城県産梨・山形県産ぶどうの混載によるテスト輸出が実施されたほか、仙台港から香港向けのさつまいも、仙台空港から台湾向けのいちごの定期・定量輸出を行う物流体制が構築された。

令和6年度についても、仙台港又は仙台空港からの県産食品の輸出を1回以上実施し、産地から海外現地までのリードタイム及び陸送時間の短縮程度や、輸送コストの削減効果、現地における着荷状況及び実需者の評価等について調査・検証を行うこと。なお、可能な限り、東北産の食品を含む複数品目の混載による輸出を行い、仙台港や仙台空港を活用した持続性の高い食品輸出モデルの構築について検討すること。

(6) 企画設計・調整

- イ 本業務全体を適切に遂行するための計画書及びスケジュール並びに運営体制を整備し、明示すること。
- ロ 本業務に関する生産者等からの問合せや要望に対応すること。
- ハ 本業務全体の企画運営については、発注者と十分に連携しながら実施すること。

(7) 成果物の提出

本業務の成果物として、発注者が別途指定する期日までに、実績報告書（任意様式）を提出すること。

実績報告書は本業務で実施した内容及び結果をまとめるとともに、実施結果から業務の効果を分析すること。

なお、実績報告書及び成果品は電子データで提出すること。

(8) その他本業務に関わること

イ 発注者への中間報告

中間報告を2回程度実施し、発注者に対して業務の進捗状況等を報告すること。

ロ 再委託について

委託業務を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、効率的に業務を実施するために必要である場合は、県と協議のうえ、委託業務の一部を再委託することができる。

ハ 仕様の変更について

受注者は、やむを得ない事情が発生した場合や、業務の目的を達成するためにより効果的・効率的な手法がある場合等は、本仕様書の変更について県と協議することができる。

ニ その他、委託業務に関連し必要と認められる事務を行うこと。

6 その他

上記以外の事項について処理する必要が生じた場合は、受注者は発注者と速やかに協議の上、互いに誠意を持って解決に取り組むこととする。